

水防法とは

洪水又は高潮に際し，水災を警戒し，防ぎよし，及びこれに因る被害を軽減し，もって公共の安全を保持することを目的とする。
(水防法第一条)

水防法は，昭和22年カスリーン台風による利根川の破堤災害により水防活動及び必要な洪水予報等の重要性が改めて認識されることとなり，それを契機として制定されました。

この法律には，上記の目的を達成するために，市町村，都道府県及び国そして住民の皆さんの役割が明確に示されています。

例えば，国土交通省では，吉野川の水防活動として，洪水のおそれがあると認められるときは，水位や流量の情報を徳島県へ通知するとともに，気象庁と共同して，必要に応じ報道機関の協力を求めて，住民の方々に周知しています。

また，住民の方々にも水防義務があります。それは，水防のため止むを得ない必要があるときは，水防管理者（市町村長等）が水防管理団体の区域内に居住する方々や水防の現場にいる方々に対して水防をお願いすることがあります。

このように，水防とは，みんなで行われるものなのです。